

事業場における産業看護職を中心とした産業保健スタッフの実態調査

愛知産業保健推進センター 藤野 明男
 愛知産業保健推進センター 和田 晴美
 愛知産業保健推進センター 五藤 雅博
 愛知産業保健推進センター 吉田 勉
 日本赤十字豊田看護大学 西川 浩昭

株式会社 ジェイテクト 杉本 日出子
 株式会社東芝四日市工場 高崎 正子
 三菱重工業株式会社 市丸 麻衣子
 東レ株式会社 西谷 直子

1. はじめに

愛知県下においては過去に一度も産業看護職の実態調査はされておらず、今回初めて実態調査を実施し、現状すなわち、どの職種の看護職の雇用状況か、職種による業務内容の相異等を明らかにし、今後のセンターの活動や当地区の産業看護活動の活性化のための参考資料とするための調査をしたので結果を報告する。

1. 対象及び方法

1) 調査対象

愛知県下の従業員 300 人以上の事業場と、平成 20 年 6 月～8 月に当産業保健推進センター主催のセミナーの受講生を対象とした。

2) 調査方法

上記の対象事業場は質問紙を郵送により送付し郵送により回答を回収し、またセミナー受講者には受講時質問紙を手渡して説明し、回答は郵送により回収した。

2. 結果

1) アンケートの回収率

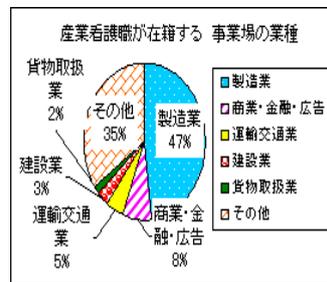
847 事業場に郵送し 508 事業場から回答を得たが、そのうちの有効回答は 278 事業場で有効回答率 54.7%、またセミナー受講・回答者 143 人のうち 113 人から有効回答を得た有効回答率 79.0%であった。

2) 産業看護職のプロフィール

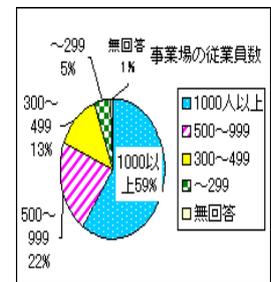
A. 在籍する事業場の業種及び規模

製造業が 47% を占め、続いて商業などのサービス業 18%、その他が 35% とこれに続いている (図-1)。

また規模は、従業員 1000 人以上が約 60% を占め、次いで 500～999 人、300～499 人であった (図-2)。



(図-1)

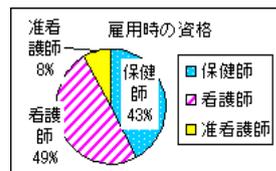


(図-2)

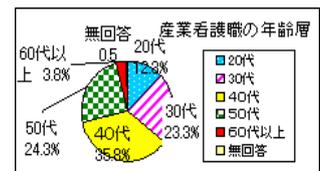
B 雇用の資格・看護職の年齢層

雇用の資格は、保健師 43%、看護師 49%、准看護師が 8%となっている (図-3)。

年齢層は 40 代が最も多く、50 代、30 代と次ぐ (図-4)。



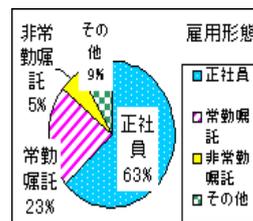
(図-3)



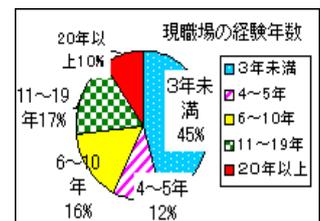
(図-4)

C. 雇用形態・現職場(会社)の経験年数

雇用形態は正社員 63% と多く、次いで常勤嘱託、非常勤嘱託の順である (図-5)。また現職場(会社)の経験年数は 3 年未満が 45% と多く、4～10 年が 28%、11 年以上は 27% である (図-6)。

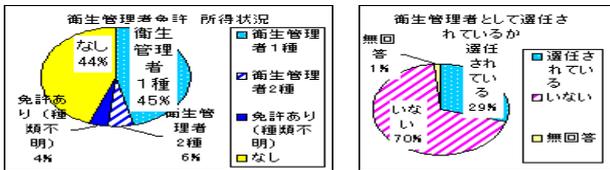


(図-5)

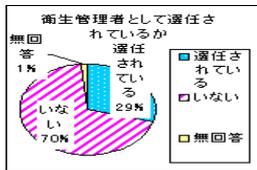


(図-6)

D. 衛生管理者免許の取得状況・衛生管理者の選任状況
 衛生管理者免許(1種)取得者45%、取得なし44%とほとんど同数に近い(図-7)。選任状況は約29%、70%は選任されていない(図-8)。



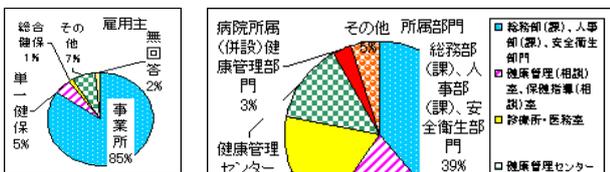
(図-7)



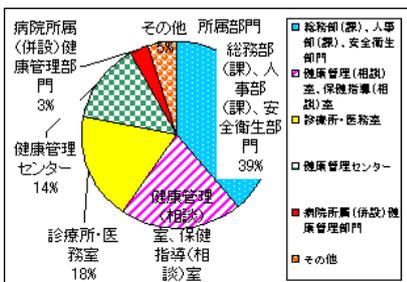
(図-8)

E. 雇用主・所属部門

雇用主は85%が事業場で占め、健保はわずか6%に過ぎない(図-9)。所属部門は約39%が総務・人事・安全衛生部門、健康管理室・健康管理センター等35%、診療所18%であった(図-10)。



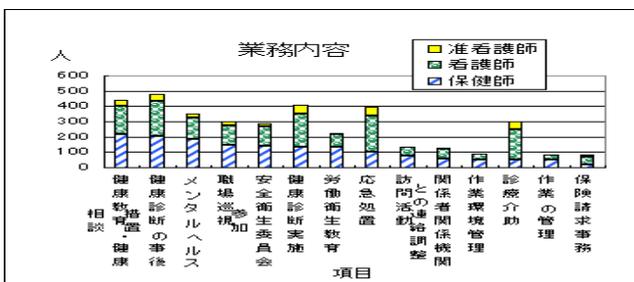
(図-9)



(図-10)

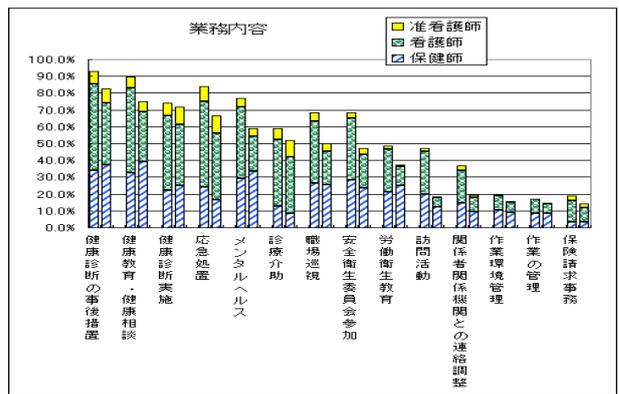
3) 職種と業務内容

保健師の業務は健康相談・健康教育次いで健康診断の事後措置、メンタルヘルス、職場巡視、安全衛生委員会への参加、労働衛生教育の順で、看護師の業務は応急処置、診療介助、健康診断実施、健康診断の事後措置の順になっている(図-11)。



4) 一人及び複数勤務での職種による業務内容の相異

保健師は健康相談・健康教育、健康診断の事後措置メンタルヘルスとも複数勤務職場の方が高値を示している。看護師は応急処置や診療介助業務等の相違はみられない。健康教育・健康相談、健康診断の事後措置等は複数職場では保健師へ移行している(図-12)。



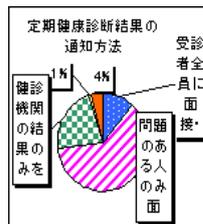
*左：1人勤務、右：複数勤務 (図-12)

5) 定期及び特殊健康診断の結果通知方法

受診者全員に面接・保健指導実施11%、問題のある人のみに面接保健指導62%、健診機関の結果通知のみを本人に通知する22%となっている(図-13)。

特殊健康診断については80%が全員に知らせる、問題のある人のみに知らせるが6%であった(図-14)。

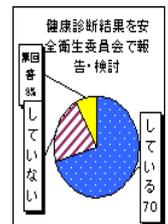
健康診断の結果を安全衛生委員会で報告・検討についてはしているが70%、していないが22%(図-15)。



(図-13)



(図-14)



(図-15)

3. 結果のまとめと考察

今回の調査で以下のことが理解できた。

- 1) 看護職の在籍している事業場は従業員1000人以上が60%を占めている。
- 2) そのうち3分の2の事業場に看護職が複数在籍していること。
- 3) 雇用母体はほとんどが事業場であること。
- 4) 看護職の現職経験年数が3年未満のものが3分の1いる。
- 5) 看護職の在籍している一人勤務と複数勤務の職場では、保健師と看護師の業務内容に相違が出ていること。
- 6) 健康診断結果の通知等が法律をクリアしていない部分がある。

当地区の産業看護職像が理解できたことにより、産業看護職向けのセミナーの対象や内容について、考慮する必要があることが理解できた。また産業看護活動にも参考資料として活用していきたい。